

大町市住宅性能向上リフォーム支援事業 Q&A

1 補助金交付の対象者、対象住宅に関すること

Q 1 現在、市外に居住しており市内の中古住宅を購入して居住する予定です。対象者となりますか？

A 1 補助金交付申請時に住宅の所有者で市内に住所を有する場合は対象となります。

Q 2 平成23年度から平成26年度に実施した大町市住宅リフォーム促進事業で補助金交付を受けていますが、本事業の対象住宅となりますか？

A 2 新たな事業として創設しましたので、本事業の対象住宅となります。

Q 3 平成27年度(もしくは平成28年度)に本事業を利用し、補助金交付を受けましたが、再度、補助金交付申請することはできますか？

A 3 対象となりません。本事業による補助金交付は、同一住宅1回限りです。

Q 4 市外の施工業者を予定していますが対象となりますか？

A 4 工事を依頼して契約をする施工業者が市外の場合は対象となりません。

市内に本店がある住宅関連業者又は市内に住所のある住宅関連個人事業者が行う工事が対象となります。

Q 5 同一敷地内の物置を工事して居住する予定ですが対象となりますか？

A 5 補助金交付申請時に住宅の用に供していないため対象となりません。

2 工事に関すること

Q 6 どのような工事が補助対象となるのですか？

A 6 20万円以上の住宅性能向上工事費を含む住宅リフォーム工事が補助対象工事となります。

Q 7 住宅性能向上工事とはどのような工事ですか？

A 7 住宅の性能及び機能を向上させるための次に掲げる工事で、一定の性能基準を満たすものです。

ア 省エネルギー型リフォーム工事

省エネルギー性能を向上させる工事です。具体的な工事例はリーフレットをご覧ください。

イ 防災型リフォーム工事

基礎、柱の補強など防災に有効な対策を講じた工事、家具の転倒防止など二次災害又は被害の防止に有効な対策を講じた工事です。具体的な工事例はリーフレットをご覧ください。

ウ 環境負荷低減型フォーム工事

公共下水道、農業集落排水施設及び合併浄化槽に、生活排水設備を接続する工事です。なお、合併浄化槽の設置については市の補助制度があります。詳しくは上下水道課へご相談ください。

Q 8 住宅リフォーム工事とはどのような工事ですか？

A 8 住宅の機能の維持、回復又は向上のために行う修繕、補修、模様替え、増築(10㎡以内)、一部改築、設備改善等の工事をいい、新築工事、車庫及び物置の設置工事、調度品、家電製品等の購入、造園、門扉、塀等の外構工事、電話及びインターネットの配線工事等は含みません。

Q 9 補助対象経費に消費税相当額は含まれますか？

A 9 消費税相当額込としてください。

Q10 補助対象経費に設計費、監理費は含まれますか？

A10 補助対象経費に含まれません。申請書等の作成費及び手数料、汲取り手数料等の経費も含まれません。

3 補助金の額について

Q11 市の他の補助事業と併用して補助を受けることは可能ですか？

A11 補助対象工事が同一工事部分の場合は併用できません。対象工事が異なる部分については併用ができます。

~~Q12 平成 27 年 3 月 10 日より省エネ住宅ポイント発行申請の受け付けが始まったが、住宅性能向上リフォーム支援事業と併せて活用できますか？~~

~~A12 省エネ住宅ポイント制度は、省エネ性能対象工事を実施した場合、工事内容に応じてポイントが発行され、発行ポイントは省エネ・環境配慮に優れた商品、地域商品券等と 1ポイント 1円相当で交換でき、即時交換(エコ住宅の新築、エコリフォームにより発行されたポイントを工事施工者が追加的に実施する工事の費用に充当するもの)にも利用できます。エコリフォームでは、①窓の断熱改修 ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ③設備エコ改修等が対象となり工事内容に応じてポイントが設定され 1戸当たり上限 30 万ポイント(耐震改修を含む場合は上限 45 万ポイント)が発行されます。省エネ住宅ポイント制度は、省エネ性能対象工事を実施した場合に発行されるものであり、住宅性能向上リフォーム支援事業を活用して性能向上工事を実施する場合でも、ポイントを得ることができます。~~

※省エネ住宅ポイント発行申請の受け付けは平成 27 年 10 月 21 日で終了しています。

4 補助金交付申請について

Q13 工事を予定していますが施工業者から見積を取っていません。申請できますか？

A13 施工業者と工事内容を相談し、見積を取ってから申請をしてください。

Q14 既に請負契約、工事着手していますが申請できますか？

A14 対象となりません。

Q15 平成 30 年 4 月以降に工事を予定していますが申請できますか？

A15 平成 30 年 3 月 30 日までに工事の完了及び完了実績報告書の提出ができる工事が平成 29 年度事業の対象となります。

Q16 市税の滞納がありますが申請できますか？

A16 市税の滞納がある場合は申請できません。また、補助金交付申請後に市税の滞納が確認された場合は補助金の交付決定ができませんのでご了承ください。

Q17 自分の住宅を自分で工事したいのですが申請できますか？

A17 個人が同時に申請者と施工業者になることはできません。市内の他の施工業者により工事を実施してください。

Q18 申請の窓口はどこですか？

A18 市の担当窓口は建設課建築住宅係です。

Q19 申請は直接窓口に行かなければいけませんか？

A19 窓口のみで受付を行っています。郵送での申請は受付できません。

Q20 補助金の申請は申請者が行わなければなりませんか？

A20 施工業者の方が代行して申請手続きを行うことはできますが、記載内容等については十分確認のうえ申請をしてください。完了実績報告書、交付請求書を提出する場合も同様です。

Q21 補助金交付申請書の添付書類に「外観及び工事予定箇所ごとの写真」とありますが、どの程度の写真が必要ですか？

A21 補助対象経費に係る工事箇所ごとの写真が必要になります。

Q22 見積の記載方法はありますか？

A22 住宅性能向上工事、その他リフォーム工事及び補助対象外工事ごとに記載していただくことをお勧めします。補助対象外工事については、別途見積、請負契約し、工事代金をお支払いいただくこともできます。記載例を市ホームページに掲載していますので、参考としてください。

Q23 補助金交付申請書の添付書類に「性能向上を確認できる書類」とありますが、どのような書類ですか？

A23 性能が表示されている製品カタログの写し、性能証明書等を添付してください。

5 工事着手について

Q24 工事はいつから着手できますか？

A24 補助金交付申請書提出後に市で工事内容等の審査を行い、交付決定通知書を送付しますので交付決定通知後に請負契約、工事着手してください。交付決定までに、概ね10日から2週間かかります。交付決定通知前の工事着手については補助金交付対象外となります。

6 工事完了について

Q25 工事が完了した場合はどうすればいいですか？

A25 工事が完了した場合は完了実績報告書に必要な添付書類を添えて市へ提出してください。

Q26 工事完了後に市の検査等はあるのですか？

A26 本事業の現場検査を行います。

Q27 施工業者のサービスで工事費が安くなった場合はどうすればいいですか？

A27 完了実績報告書提出時の領収書の額は補助金交付申請書添付書類 様式第2号 補助対象工事費確認シートの工事費計の欄に記載した額と同額のものが必要になります。工事請負額が変更になる場合は変更承認申請書及び変更後の工事の見積書を提出してください。

Q28 いつまでに工事を完了させればいいですか？

A28 平成30年3月30日までに工事の完了及び完了実績報告書の提出ができることが条件となります。

Q29 完了実績報告書の添付書類で「工事箇所ごとの施工前、施工中及び施工後の写真」とありますがどの程度の写真が必要ですか？

A29 工事箇所ごとの施工前、施工中及び施工後の対比できる写真を添付してください。

7 変更・中止に関すること

Q30 補助金交付申請書に記載した内容に変更(工事内容の変更等)が生じた場合はどうすればいいですか？

A30 住宅性能向上リフォーム支援事業変更承認申請書を提出してください。添付書類が必要な場合がありますので市へご相談ください。

Q31 工事が中止になった場合はどうすればいいですか？

A31 住宅性能向上リフォーム支援事業中止(廃止)届を提出してください。

8 請求に関すること

Q32 補助金はいつもらえるのですか？

A32 実績報告書の内容を市で審査し確定通知書を送付しますので、その後、交付請求書を提出してください。補助金の振込は交付請求書提出から概ね2週間後になります。

Q33 補助金はどのように受け取るのですか？

A33 補助金交付請求書に記載された口座への振込となります。

Q34 補助金交付請求書の申請者と口座名義人は異なっても良いのですか？

A34 同一としてください。

9 その他

Q35 事前に工事内容について相談することは可能ですか？

A35 建設課窓口にて随時相談を受け付けています。

Q36 市で業者を紹介してもらうことは可能ですか？

A36 市で特定の業者を紹介することはできません。